

別記

様式第1号（第2条関係）

（所管課・窓口・請求者）

行政文書公開請求書

年 月 日

（あて先）山形広域環境事務組合

管理者 山形市長

請求者 法人その他の団体にあつて
は事務所又は事業所の所在
地、名称及び代表者の氏名

郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

山形広域環境事務組合情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり行政文書の公開を請求します。

請求する行政文書の内容	
公開の方法 〔希望するもの□に印を 記入してください。〕	<input type="checkbox"/> 閲 覧 <input type="checkbox"/> 視 聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付（ <input type="checkbox"/> 郵送希望）

※ 請求する行政文書の内容欄には、請求する行政文書を特定するために必要な事項のみを、具体的かつ簡潔に記入してください。

※ 次の欄は記入しないでください。

所管課名 課	備 考	整理番号 —
		受 付 印

第 号
年 月 日

行政文書公開決定通知書

様

山形広域環境事務組合

管理者 山形市長



年 月 日付けで請求があった行政文書の公開については、次のとおり公開することに決定したので、山形広域環境事務組合情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

請求があった行政文書の内容	
公開の日時	年 月 日 午前 時 分 午後
公開の場所	
所管課	課 電話番号 (内線)
備考	

- 1 公開の日時に都合が悪い場合には、あらかじめ所管課へご連絡ください。
- 2 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
- 3 この決定（以下「処分」といいます。）に不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、管理者に対し、審査請求をすることができます。

また、処分の取消しを求める訴えは、処分があったことを知った日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、山形広域環境事務組合を被告（管理者が被告の代表者となります。）として提起することができます。

行政文書部分公開決定通知書

様

山形広域環境事務組合

管理者 山形市長



年 月 日付で請求があった行政文書の公開については、次のとおりその一部を公開することに決定したので、山形広域環境事務組合情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

請求があった行政文書の内容	
公開の日時	年 月 日 午前 時 分 午後
公開の場所	
公開することができない部分及びその理由	・公開することができない部分 (理由)
所管課	課 電話番号 (内線)
備考	

- 1 公開の日時に都合が悪い場合には、あらかじめ所管課へご連絡ください。
- 2 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
- 3 この決定（以下「処分」といいます。）に不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、管理者に対し、審査請求をすることができます。

また、処分の取消しを求める訴えは、処分があったことを知った日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、山形広域環境事務組合を被告（管理者が被告の代表者となります。）として提起することができます。

行政文書非公開決定通知書

様

山形広域環境事務組合

管理者 山形市長



年 月 日付けで請求があった行政文書の公開については、次のとおり公開しないことに決定したので、山形広域環境事務組合情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

請求があった行政文書の内容	
公開することができない理由	
所管課	課 電話番号 (内線)
備考	

この決定（以下「処分」といいます。）に不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、管理者に対し、審査請求をすることができます。

また、処分の取消しを求める訴えは、処分があったことを知った日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、山形広域環境事務組合を被告（管理者が被告の代表者となります。）として提起することができます。

第 号
年 月 日

公開決定等期間延長通知書

様

山形広域環境事務組合

管理者 山形市長



年 月 日付けで請求があった行政文書の公開については、山形広域環境事務組合情報公開条例第12条第2項の規定により、次のとおり公開するかどうかの決定期間を延長したので通知します。

請求があった行政文書の内容	
山形広域環境事務組合情報公開条例第12条第1項の規定による当初の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
所管課	課 電話番号 (内線)
備考	

第 号
年 月 日

公開決定等期間特例延長通知書

様

山形広域環境事務組合

管理者 山形市長



年 月 日付けで請求があった行政文書の公開については、山形広域環境事務組合情報公開条例第13条の規定により、次のとおり公開するかどうかの決定期間を特例延長したので通知します。

請求があった行政文書の内容	
山形広域環境事務組合情報公開条例第12条第1項の規定による当初の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
公開請求に係る行政文書のうち相当の部分につき公開決定等をする期間	年 月 日から 年 月 日まで
公開請求に係る行政文書のうち上記の期間内に公開決定等をする部分	
残りの行政文書について公開決定等をする期限	年 月 日
特例延長の理由	
所 管 課	課 電話番号 (内線)
備 考	

行政文書の公開に関する意見照会書

様

山形広域環境事務組合

管理者 山形市長



山形広域環境事務組合情報公開条例に基づき、次のとおりあなたに関する情報が記録された行政文書の公開請求がありました。

つきましては、当該行政文書を公開するかどうかの決定を行う際の参考としたいので、別紙「行政文書の公開に関する意見書」によりあなたのご意見を 年 月 日までに提出して下さるようお願いいたします。

請求があった 行政文書の 件 名	
行政文書に記 録されている あなたに関する 情報の内容	
所 管 課	課 電話番号 (内線)
備 考	

行政文書の公開に関する意見書

年 月 日

（あて先）山形広域環境事務組合

管理者 山形市長

住 所

氏 名

電話番号

※法人その他の団体にあつて
は事務所又は事業所の所在
地、名称及び代表者の氏名
を記入してください。

年 月 日付けで照会がありましたことについて、次のとおり提出します。

請求があつた 行政文書の 件 名	
<p><input type="checkbox"/> 公開されることについては支障がない。</p> <p><input type="checkbox"/> 公開されることについては支障がある。</p> <p>[</p> <ul style="list-style-type: none">・支障がある部分 ・その理由 <p>]</p>	

該当するものの□にレ印を付し、必要な事項を記入してください。

第 年 月 日 号

行政文書の公開決定に関する通知書

様

山形広域環境事務組合

管理者 山形市長



あなたに関する情報が記録された行政文書を公開することについて、 年 月 日付けで意見書の提出がありましたが、次のとおり公開することに決定しましたので、山形広域環境事務組合情報公開条例第14条第3項の規定により通知します。

請求があった行政文書の件名	
あなたに関する情報を公開することに決定した理由	
公開を実施する日	年 月 日
所 管 課	課 電話番号 (内線)
備 考	

この決定に係る公開決定（以下「公開決定」といいます。）に不服がある場合は、公開決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、管理者に対し、審査請求をすることができます。

また、公開決定の取消しを求める訴えは、公開決定があったことを知った日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、山形広域環境事務組合を被告（管理者が被告の代表者となります。）として提起することができます。

第 号
年 月 日

審査会諮問通知書

様

山形広域環境事務組合

管理者 山形市長



行政文書の公開決定等に対する審査請求について、山形広域環境事務組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問をいたしましたので、山形広域環境事務組合情報公開条例第19条の規定により通知します。

審査請求に係る行政文書の件名	
審査請求に係る決定内容	
審査請求の趣旨及び理由	(趣 旨) (理 由)
審査請求日	年 月 日
諮 問 日	年 月 日
所 管 課	課 電話番号 (内線)
備 考	